

但シ申出デノ日ヨリ乗船ニ差支ナキヲ要ス

第十七條 會員外ノモノニシテ本會ノ紹介ヲ希望スル者ハ會員一名以上ノ紹介保證

アル誓約書ヲ添ヘ前條ニ準シ之ヲ申シ出ズベシ

第十八條 本會ノ紹介スベキ會員ノ順序ハ船主又ハ船長機關長ノ指名セル者以外凡

テ申出ヲ受ケタル時日ノ順序ニ從フベキモノトス

第十九條 船主又ハ船長機關長ノ指名ニ依リ申出受付順序ニ依ラズシテ紹介就職ス

ル者ハ俸給一ヶ月分ノ百分ノ一以上ヲ救済基金ニ繰出スルモノトス

第二十條 船主又ハ船長機關長ノ指名ニ依リ申出受付順序ニ依ラズシテ紹介就職ス

ル時ハ救済基金トシテ其船舶ヨリ本人俸給一ヶ月分ノ百分ノ五以内ヲ申  
受クベシ

第二十一條 會員ガ本會ノ紹介ニ應ゼズ又單ニ自己ノ都合ニ依リ乗船期日ノ延期ヲ要

スル時ハ申出受付ノ順位ヲ變更スルモノトス

第二十二條 本會ノ紹介シタル會員ニシテ乗船中不都合ノ行爲アリタル者ハ關係者ノ

通告ニ依リ調査ノ上事實ト認めタル時事情ニ依リ契約ヲ解除シテ下船セシ  
ムルコトアルベシ

第二十三條 會員ニシテ本會ノ主義綱領ニ背キ諸規則ニ違反スル行爲アリタルモノハ

船主船長又ハ監督責任者ノ通告ヲ待タズ補充員トナスコトアルベシ

第二十四條 會員ニシテ補充員トナリタルモノハ順位ニ依リテ紹介サルコトヲ得ズ

又補充員ニシテ尙不都合ノ行爲アルモノハ地方部長ニ於テ會長ノ承認ヲ  
經半年以内紹介中止ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 紹介中止ニ依リテ改悛セザルモノハ理事會ノ決議ヲ以テ會長之レヲ除名

ス會員ニシテ重大ナル不法行爲アリタルモノハ直ニ本條ヲ適用スルコト  
ヲ得

第二十六條 除名アレタル元會員ニシテ改悛ノ事實ヲ認メタル時ハ監督者一名以上ノ

保證ヲ以テ地方部長又ハ支部長ニ申出テ地方部長ハ證據ノ上本會ニ復會  
ヲ求ムルコトヲ得

90

90  
55  
11